

2026年1月5日

お客さま各位

## 当座預金の「払戻請求書」による払戻しの取扱開始 および「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、2026年4月1日より当座預金の「払戻請求書」による払戻しの取扱いを開始いたします。なお、小切手による払戻しは引き続き利用可能です。

また、「払戻請求書」による取扱いを開始することに伴い「当座勘定規定」を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

### 記

#### 1. 「払戻請求書」による払戻しのご利用方法

##### (1) 「払戻請求書」

当金庫所定の「払戻請求書」を使用し、口座番号・口座名義・金額をご記入のうえ、当座預金のお届印を押捺ください。

##### (2) 小切手のお取扱いとの違いについて

小切手でのお取扱いと異なる点がございます。以下についてご注意ください。

- ① 口座番号等の確認書類として、「払戻請求書」とともに「当座勘定入金帳」または「当座預金キャッシュカード」をご提示ください。なお、「当座勘定入金帳」には払戻しの記載は行いません。
- ② 払戻しは口座名義人に限ります。「払戻請求書」は第三者への譲渡・交付にはご利用になれません。
- ③ 「払戻請求書」による払戻しは、口座開設店のみでご利用になれます。

#### 2. 「当座勘定規定」の改定

改定内容は次頁以降の「当座勘定規定 新旧対照表」をご覧ください。


#### 3. 取扱開始および規定改定日

2026年4月1日（水）

以上

<本件についてのお問合せ>

ビジネスパートナー部

 0120-18-3868（受付時間：平日9時～17時）

## 当座勘定規定 新旧対照表

2026年4月1日

新	旧
<p><b>7. (手形、小切手、当座預金キャッシュカード、<u>払戻請求書による支払</u>)</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p>① <u>届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p>② <u>当座預金キャッシュカードを使用する方法。</u></p> <p>③ <u>小切手を使用する方法。</u></p> <p>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、<u>当座勘定入金帳または当座預金キャッシュカードとともに提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p>(5) <u>当座預金キャッシュカードの取扱方法については、この本規定による他、「<u>すがもキャッシュカード規定(個人用)</u>」、または「<u>すがも法人キャッシュカード規定</u>」により取扱います。</u></p> <p>(6) 当座預金キャッシュカードを使用した場合に限り、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、1日現金支払額500万円(ただし、他口座への振替支払あるいは振込資金等の払戻しは除きます)を限度とします。</p>	<p><b>7. (手形、小切手、当座預金キャッシュカードによる支払)</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手あるいは当座預金キャッシュカードを使用してください。なお、当座預金キャッシュカードの取扱方法については、この本規定による他、「<u>すがもキャッシュカード規定(個人用)</u>」、または「<u>すがも法人キャッシュカード規定</u>」により取扱います。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 当座預金キャッシュカードを使用した場合に限り、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、1日現金支払額500万円(ただし、他口座への振替支払あるいは振込資金等の払戻しは除きます)を限度とします。</p>
<p><b>8. (手形、小切手用紙)</b></p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p>	<p><b>8. (手形、小切手用紙)</b></p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p>

<p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p><b>1 2. (手数料等の引落し)</b></p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。</p>	<p><b>1 2. (手数料等の引落し)</b></p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>(追加)</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。</p>
<p><b>1 3. (支払保証)</b></p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p>	<p><b>1 3. (支払保証に代わる取扱い)</b></p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>
<p><b>1 6. (印鑑照合等)</b></p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p><b>1 6. (印鑑照合等)</b></p> <p>(1) 手形、小切手<u>(追加)</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>(追加)</u>諸届け書類につき、偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>